

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(ア) 佐倉市の位置・面積

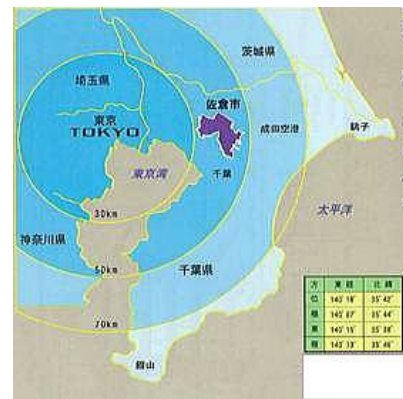
佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から40キロメートルの距離にある人口約17万2千人、面積は103.69㎢の都市である。

また、成田国際空港へは東へ15km、県庁所在地の千葉市へは南西へ20km、市北部には印旛沼が広がる。

佐倉市の市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間に鹿島川や高崎川、小竹川などが流れ、印旛沼に注いでいる。

標高30m前後の台地は北から南へ向うほど高くなる。

年間の平均気温は15℃前後で、比較的温暖な気候であり、また、印旛沼の南に広がる台地に、東京のベッドタウンとして、高層ビルと新興住宅地が發展する都市部と、昔ながらの谷津・里山の風景が広がり豊かな自然が残る農村部がある。佐倉は都会と農村が独自の顔を持って共存する魅力あるまちである。



(佐倉市 HP 佐倉市のご案内より)

(イ) 地形・地盤

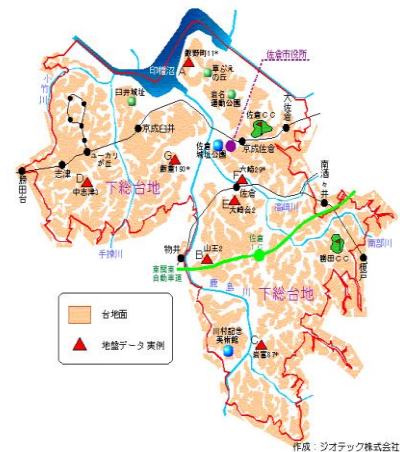
佐倉市の地形は、下総層群のひとつである成田層の上部に関東ローム層が堆積した台地、台地と低地間の斜面地、印旛沼に注ぐ中小河川沿いの低地、人工改変地に大きく区分される。

(a) 台地

佐倉市北部の印旛沼周辺や印旛沼に注ぐ鹿島川沿いの低地を除いて、市のほぼ全域にひろがっている。台地は、台地面(平坦面)と台地縁辺部の斜面、台地上の凹地(浅い谷)に分けられる。

標高は市の最南部の宮内や飯塚で40~42mと最も高く、市の中央部や佐倉インターチェンジ付近で30~35m、市北部の印旛沼付近では25~27mと北に向かって高度を減ずる。

これらの台地面より5~10m程度低い台地面が印旛沼周辺の台地縁部等に小規模に分布している。台地面には厚さ数mの関東ローム層及び洪積層が広く分布し、これらは比較的よく締まった砂層及び固結した粘性土層からなる。その下には台地の主体を構成する下総層群(上部に一部姉崎層を置く成田層)があり、成田層はよく締まった厚い砂層である。また、台地面を侵食してできた凹地(浅い谷)には、軟弱な粘性土等からなる二次堆積物が薄く堆積している。段丘縁周部(段丘崖)の斜面は、台地から低地への変換部にあたり、比高(高低差)15~30m程度であり、全体に緩斜面が發達するが、鹿島川の右岸等では傾斜30°以上の急斜面もみられる。



(ジオテック株式会社 作成)

**(b) 低地、人工改変地等**

低地は、台地を開析して広がる谷底平野、はん濫平野、後背湿地と、印旛沼の南側に広がる干拓地から構成されており、一級河川の鹿島川や高崎川、準用河川の南部川、佐倉川、市西部を流れる上手繰川沿いに分布する。後背湿地については、洪水時にあふれた水が自然堤防や台地に囲まれた箇所等の低い場所に長い間たまって湿地状になった水はけの悪い土地である。ここには、軟弱な粘性土層が堆積している。谷底平野については、台地を刻み込んでできたものであることから、狭長な平野となっており、谷幅は200～500m程度となっているが、鹿島川の下流部の寺崎、羽鳥、飯重付近では幅2kmと広くなり、広大な後背湿地を形成している。また、干拓地については印旛沼南側の狭長な地域から鹿島川下流部佐倉川合流部にかけて分布している。このほか、干拓地や低地の谷、洪積台地上の浅い谷を埋めた盛土及び台地を削る等の切土による造成を行った人工改変地が市内に分布している。なお、かつて印旛沼周辺は、“香取の海”という内海の一部（“印旛浦”と呼称される。）であったが、鹿島川や上手繰川等の上流からの土砂の流入と海退現象によって徐々に陸地化が進行し、さらに江戸時代初期からの「利根川東遷」工事が行われたことで、堆積作用による湖沼化が急速に進み、現在の印旛沼の原型がかたちづくられたとされている。そして明治から昭和初期にかけての干拓事業を経て、昭和43年（1968年）の「印旛沼開発事業」竣工により、現在の姿に確定している。このような地形の成り立ちからして、佐倉市内の低地や干拓地の基盤には、台地を構成する地層と同じものが分布しているものの、低地部の成田層を覆う沖積層は、縄文海進時のおぼれ谷に、約1万年前から近代にかけて、泥や砂が堆積したものである。このため、台地部の洪積層に比べ低地部の表層地盤である沖積層は、固結度が小さく極めて軟弱なシルト層や軟弱な砂層が分布し、腐食物を含むこともある。

**【 地 質 構 成 】**

（佐倉市地域防災計画 市域の概況より）

時代		層群	地層	
第 四 紀	沖積世	沖積層	沖積層	
			立川ローム層	
			武蔵野ローム層	
			下末吉ローム層・常総層	
	洪積世	下総層群	姉崎層	
			成 田 層	木下部層
				上岩橋部層
				清川部層
			藪層・瀬又層	
			地藏堂層	
			泉谷層	
			金剛地層	

**(c) 河川**

佐倉市の河川は、一級河川として、千葉県が管理している鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川、勝田川、西印旛沼がある。準用河川としては、佐倉市が管理している佐倉川、南部川、上手繰川、上小竹川、井野川がある。

**(d) 気象**

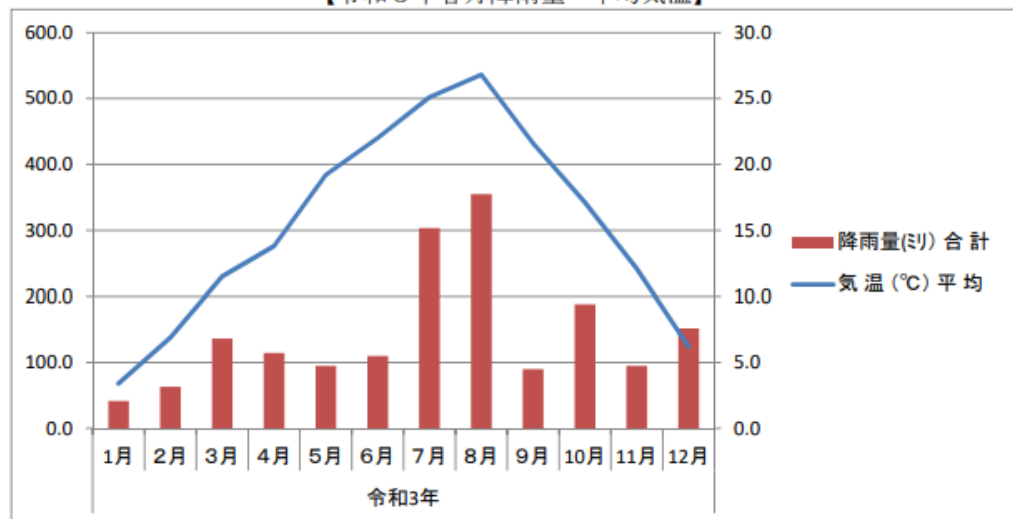
過去10年間における、佐倉市の気象状況について、年間平均気温は15.2度、年間降雨量の平均は1,507.3mm、年間平均風速は2.5mとなっており、比較的温暖である。令和3年における年間降雨量は、1,743.5mm、年間平均風速は、2.4m/秒である。  
（佐倉市国土強靱化計画 本体 本市の地域特性より）

【 各 年 各 降 雨 量 ・ 平 均 気 温 ・ 風 速 】

区分 年月	気温 (°C)			降雨量 (ミリ)		風速 (m/sec)	
	平均	最高	最低	合計	日最大	最大 風速	平均 風速
平成 20	14.5	35.5	-6.8	1,454.5	83.0	15.0	2.4
21	15.1	34.3	-5.7	1,650.0	142.0	14.9	2.6
22	15.4	36.6	-6.1	1,723.5	100.0	16.1	2.6
23	15.0	36.5	-7.6	1,358.5	129.0	15.9	2.6
24	14.5	36.2	-6.6	1,424.5	57.5	15.6	2.4
25	15.2	37.8	-5.8	1,455.5	226.5	18.2	2.6
26	14.8	35.9	-5.9	1,555.5	94.5	13.6	2.4
27	15.3	36.6	-4.9	1,513.0	102.5	13.2	2.5
28	15.4	36.2	-5.9	1,551.5	98.5	16.4	2.4
29	14.7	35.7	-7.0	1,413.5	108.5	14.0	2.4
30	15.3	36.6	-4.9	1,513.0	102.5	13.2	2.5
令和 元	15.7	37.6	-5.9	1,284.5	55.5	18.3	2.7
2	15.5	36.7	-5.9	1,618.5	76.0	15.7	2.5
3	15.5	35.7	-7.9	1,743.5	97.0	14.2	2.4

(佐倉市地域防災計画 市域の概況および佐倉市からの提供資料により)

【令和3年各月降雨量・平均気温】



資料:銚子地方気象台

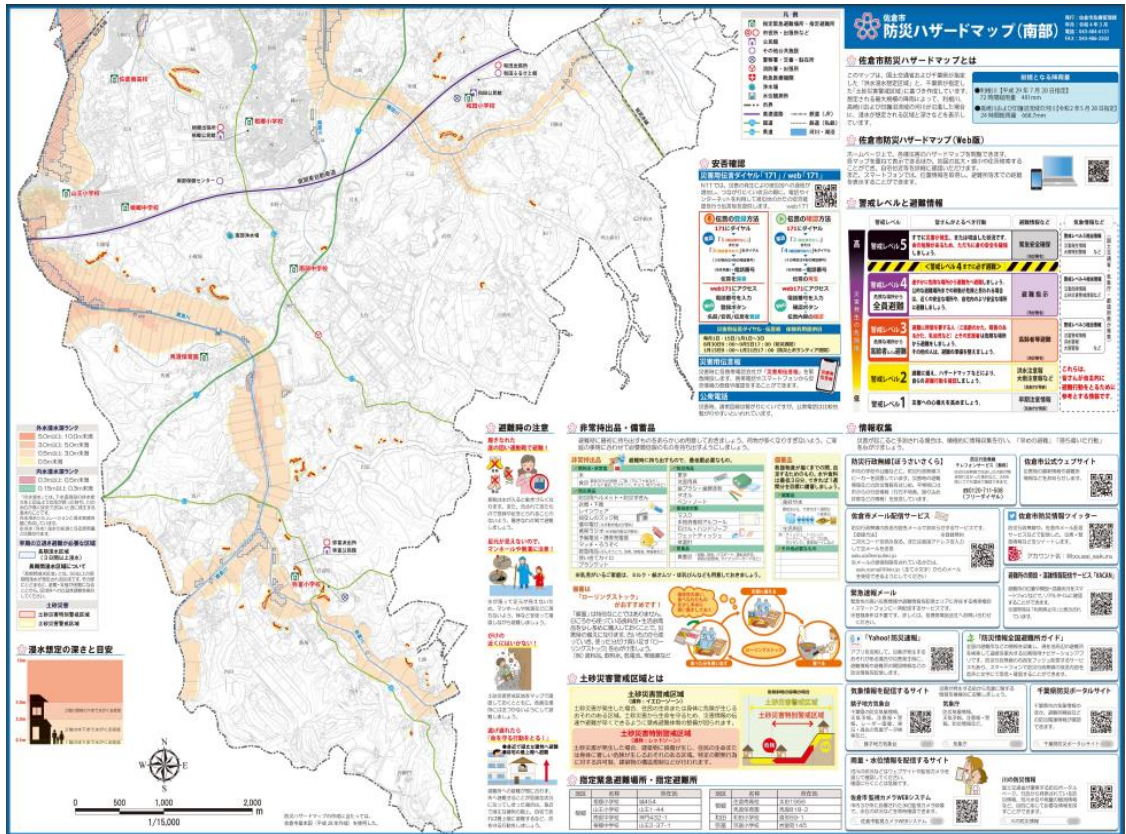
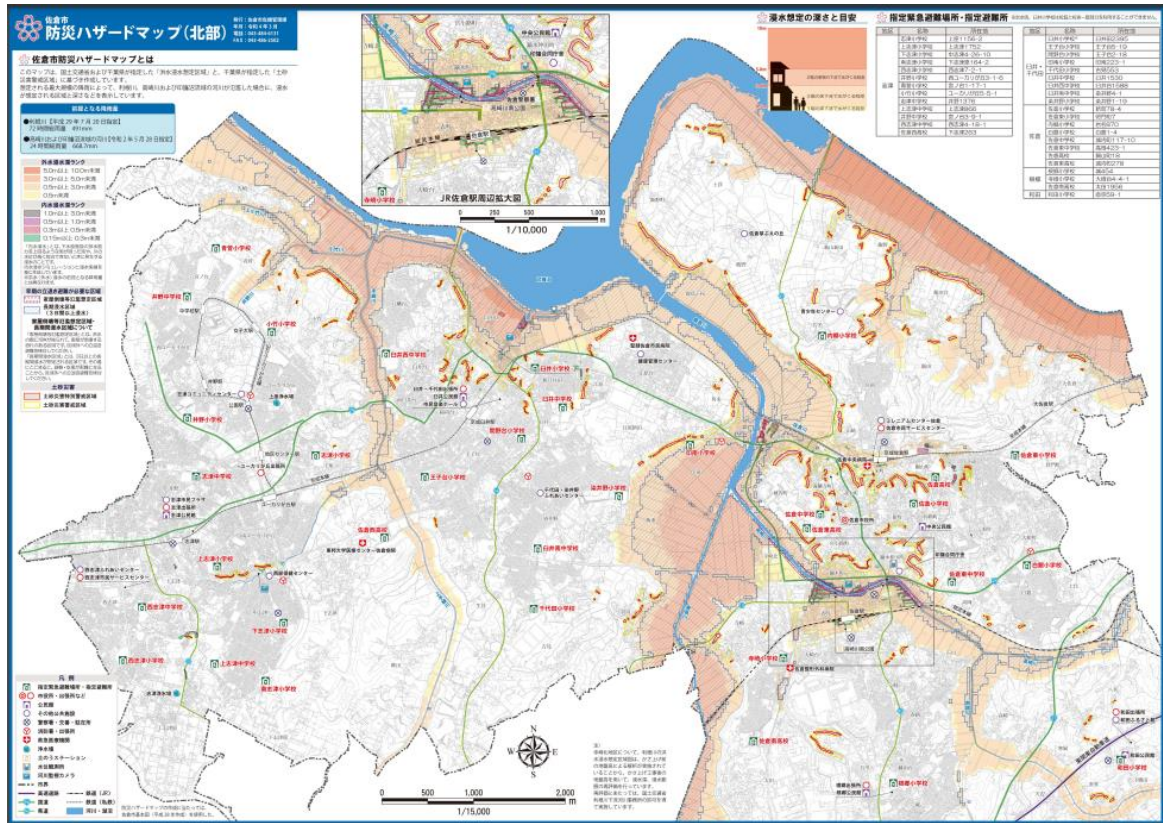
(佐倉市地域防災計画 市域の概況より)

(ウ) 想定される災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

佐倉市のハザードマップによると、想定される最大規模の降雨によって利根川、高崎川及び印旛沼流域の河川が氾濫した場合に、3mを超える浸水が予想されているほか、最大で5m以上の浸水被害が予想されている地域もある。当会が立地するJR佐倉駅周辺の広範囲においても高崎川の氾濫等による浸水や道路冠水等が予想される。

# 佐倉市防災ハザードマップ



### (土砂災害：ハザードマップ)

佐倉市のハザードマップによると、市内の土砂災害警戒区域が 204 箇所にも至る為、地震や降雨による土砂災害（がけ崩れ）が生じる恐れがあるエリアとなっている。

### (地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で佐倉市表町において 86%の確率で発生すると予測されている。また、過去（東日本大震災）の状況から佐倉市の複数地域において液状化が発生する危険性が高い。

以下は、佐倉市の被害が最も大きくなる東京湾北部地震（Mw 7.3）を想定しており、出典元は全て佐倉市地域防災計画である。

### 想定地震の条件等

平成 19 年度千葉県地震被害想定調査では、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」や、地震調査研究推進本部「主要活断層の長期評価」等の調査研究成果と過去の地震履歴から、「東京湾北部地震（Mw7.3）」、「千葉県東方沖地震（Mw6.8）」、「三浦半島断層群による地震（Mw6.9）」の震源が設定された。

このうち、佐倉市における被害が最も大きいのは「東京湾北部地震」であることから、この地震を想定地震として、「佐倉市防災アセスメント調査」が実施された。

なお、平成 19 年度千葉県地震被害想定調査では、東京湾北部地震について、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」で検討された震源断層モデルのうち、千葉県側に影響が大きいケースの震源断層モデルを用いる。また、近年の研究によって、フィリピン海プレートの深さ分布について、新しい知見が得られ、同プレート上面が浅くなることが分かったことから、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」で検討された震源断層モデルより浅い位置に想定震源モデルの深さを修正している。

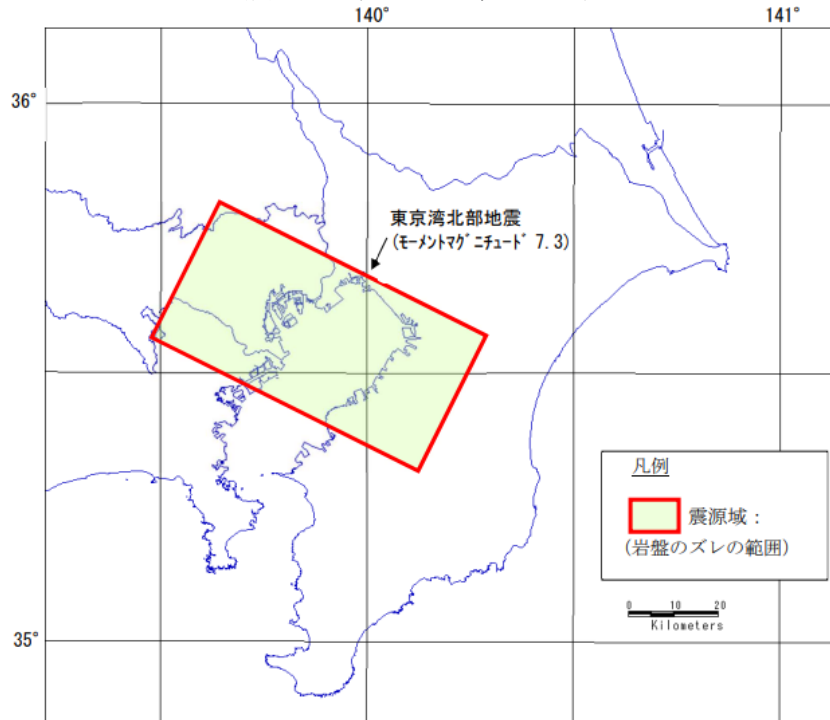
想定地震名	マグニチュード (Mw) ※	その他条件等
東京湾北部地震	7.3	・地震発生の時季時刻 冬の 18 時 ・人口・世帯 平成 23 年 12 月末の人口及び世帯 ・建物 平成 24 年 1 月 1 日の固定資産課税データ 平成 24 年 3 月末の市有建物データ

### ※ モーメントマグニチュード (Mw)

モーメントマグニチュード (Mw) とは、地震を引き起こした断層（震源断層）の面積や断層における平均変位、断層付近の地殻の剛性率から求められる解放されたひずみエネルギーに対応するマグニチュードで、地震計で観測された地震の変位振幅、または速度振幅から求めた地震の規模である気象庁マグニチュード (Mj) とは異なる。

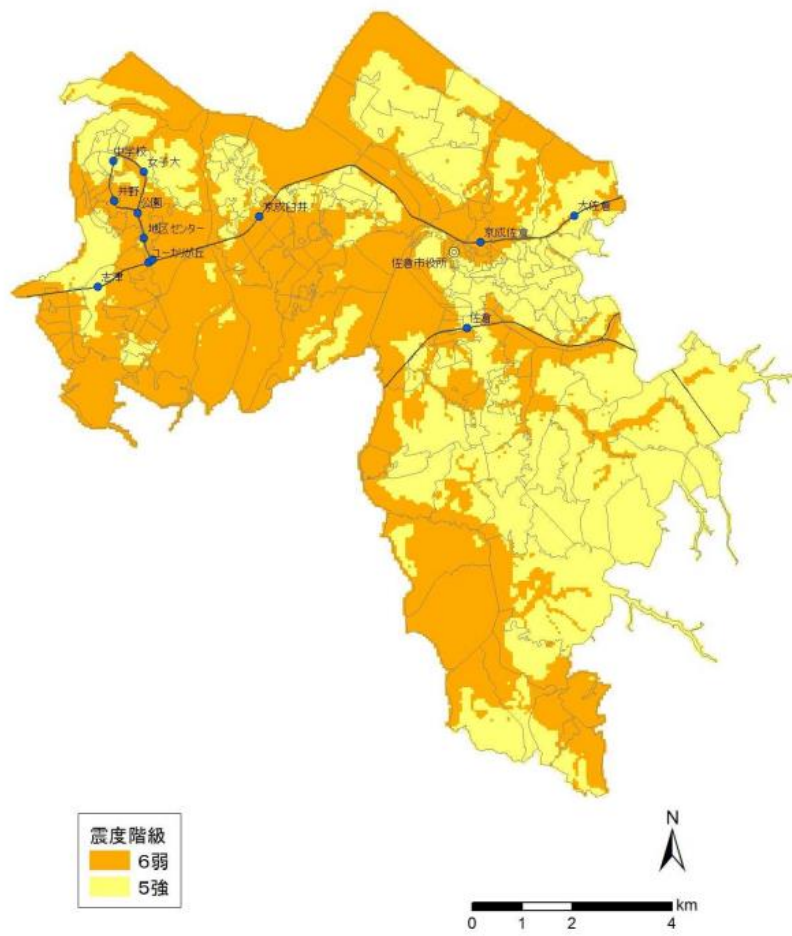
(佐倉市地域防災計画 地震災害対策編より)

### 震源域図



(佐倉市地域防災計画 地震災害対策編より)

### 震度予測図



(佐倉市地域防災計画 地震災害対策編より)

要因別 建物被害予測

	全建物棟数	全壊棟数 (率)	半壊棟数 (率)	全半壊棟数 (率)
揺れ		553 (0.9%)	4,183 (7.2%)	4,735 (8.1%)
液状化		10 (0.0%)	49 (0.1%)	59 (0.1%)
急傾斜地崩壊		25 (0.0%)	59 (0.1%)	84 (0.1%)
合 計	58,434	588 (0.9%)	4,291 (7.4%)	4,878 (8.3%)

(佐倉市地域防災計画 地震災害対策編より)

地区ごとの揺れ・液状化による建物被害予測

地区名	全建物棟数	全壊棟数 (率)	半壊棟数 (率)	全半壊棟数 (率)
佐倉地区	10,306	90 (0.9%)	637 (6.2%)	727 (7.1%)
臼井地区	10,951	83 (0.8%)	748 (6.8%)	831 (7.6%)
志津地区	21,852	239 (1.1%)	1,742 (8.0%)	1,981 (9.1%)
根郷地区	9,241	61 (0.7%)	528 (5.7%)	589 (6.4%)
和田地区	1,117	3 (0.3%)	44 (4.0%)	47 (4.3%)
弥富地区	1,097	16 (1.4%)	103 (9.4%)	119 (10.8%)
千代田地区	3,870	71 (1.8%)	429 (11.1%)	500 (12.9%)
合 計	58,434	563 (1.0%)	4,231 (7.2%)	4,794 (8.2%)

(佐倉市地域防災計画 地震災害対策編より)

要因別人的被害の予測結果一覧

項 目	東京湾北部地震
死者合計	38 人
建物被害による死者	35 人
火災による死者	0 人
急傾斜地による死者	2 人
負傷者合計	690 人
建物被害による負傷者	664 人
うち重傷者	10 人
火災による負傷者	4 人
うち重傷者	1 人
急傾斜地による負傷者	22 人
うち重傷者	11 人

(注) 合計は、小数点以下四捨五入の関係であわない場合がある。

(佐倉市地域防災計画 地震災害対策編より)

地区ごとの人的被害予測

地区名	死 者	負 傷 者	重傷者
佐倉地区	6 人	98 人	2 人
臼井地区	5 人	112 人	2 人
志津地区	15 人	276 人	4 人
根郷地区	4 人	78 人	1 人
和田地区	0 人	5 人	0 人
弥富地区	1 人	14 人	0 人
千代田地区	5 人	81 人	2 人
合 計	35 人	664 人	10 人

(佐倉市地域防災計画 地震災害対策編より)



### (感染症)

新型のインフルエンザは、一定（30年から40年）の周期でパンデミックが発生すると考えられ、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものもある。

### (その他)

市内一級河川の鹿島川・高崎川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に令和元年の台風や大雨において、浸水、冠水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。佐倉市では人的被害に加え、住家被害も多数見受けられ、各種の報道機関に取り上げられた。また、台風の風害により市内の多くで倒木が発生し、市内全域で停電が発生した。佐倉市は内陸に位置している影響もあり冬は最低気温が零度を下回る日が多く、一方、夏は猛暑日になることも多い。

## (2) 商工業者の状況

平成28年 中小企業数 2,839社

小規模事業者数 2,413社

区分	令和3年	
	事業所数	従業者数
全産業	4,477	54,425
農林漁業	29	322
鉱業	1	1
建設業	414	2,675
製造業	233	9,442
電気・ガス・熱供給・水道業	16	146
運輸・情報通信業	154	3,795
卸売・小売業、飲食店	1,010	10,299
金融・保険業	53	617
不動産業	275	1,092
その他の事務所	2,253	24,334
公務（他に分類されないもの）	39	1,702

(令和3年経済センサスー活動調査速報集計より)

大規模自然災害等が発生した場合、産業・観光・文化に係る市の施策を十分に実施できない可能性がある。本分野について、既に取り組んでいる施策を踏まえ、それぞれのリスクシナリオにおいて脆弱性を分析・評価した結果をまとめると、現時点では、情報収集伝達体制の強化、国・県・他自治体・地域住民・民間事業者等との連携推進、民間施設・設備の防災性向上など、ハードとソフト対策を効果的に組み合わせながら対応策に取り組む必要がある。

市内4,500事業所に勤務する約55,000人の従業員の生命を守り、事業活動を継続維持するための対策を個社が危機感を持って迅速に講じる必要がある。

(佐倉市国土強靱化地域計画より引用部分あり)

## (3) これまでの取組

### 1) 佐倉市の取組

- ・防災基礎アセスメントの実施等
- ・防災活動拠点の整備等
- ・民間団体・企業等との連携強化
- ・情報伝達体制・手段の強化
- ・要配慮者の安全確保
- ・男女平等参画の視点をもった対応
- ・災害に強いまちづくりの推進
- ・地域防災力の向上
- ・災害に備えた組織づくりの推進
- ・支援物資等供給体制の強化
- ・帰宅困難者等対策の推進

など

## 2) 佐倉商工会議所の取組

- ・広域避難所として会館を利活用（一部備蓄品の保管）
- ・防災協定へ参画
- ・PCR無料検査会場として会場の貸与 など

### (ア) 課題

現状では自然災害等による緊急時の取組について、また協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員がいない、といった課題が浮き彫りになっている。現在、デジタルを活用した会員連絡システムの構築を進めているが、できるだけ早く環境を整えることにより情報収集・状況確認や情報提供などのツールとしたい。また、まだまだ対応が追いついていない感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品備蓄、リスクファイナンス対策として保険加入の必要性を周知する等が必要である。

### (イ) 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と佐倉市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年10月1日～令和9年9月30日（5年間）

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

佐倉市総合計画・佐倉市国土強靱化地域計画・佐倉市地域防災計画等に基づき、本計画の内容を踏まえて、災害発生時に混乱なく応急対策に取り組めるよう準備を進める。また当商工会議所と佐倉市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### (A) 事前の対策

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

##### ① 巡回訪問・窓口相談時における周知

災害対策において重要なことのひとつにリスクの特定がある。そこで、巡回訪問・窓口相談時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを説明する。また、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）についても案内を行う。

##### ② セミナーによる周知

近年、大規模な災害が頻発しており事業者の危機感も高まっている。そこで、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

##### ③ 会報やホームページによる周知

当所会報『CROSS POINT』やホームページ等で、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

##### ④ 事業者BCPの策定支援

上記①～③で災害対策の必要性を認知した小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は事業継続計画（災害時・ウイルス感染予防対策マニュアル）の作成を終えており、今後は佐倉市総合計画並びに佐倉市国土強靱化地域計画・佐倉市地域防災計画に整合するよう計画の見直しを行い、ブラッシュアップに努める。

#### 3) 関係団体等との連携

当所管内の損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、普及啓発ポスターの掲示や、セミナー等の共催において、関係機関と連携する。

#### 4) フォローアップ

本事業の進捗状況は以下の通り確認する。

##### ① 事業者BCPの策定状況等の把握

定期的に管内の小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況を調査等（アンケート等）で把握する。

##### ② 佐倉市との進捗状況の共有

「(仮称)佐倉市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、佐倉市担当部職員）」を開催し、

状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（例：令和元年房総半島台風）が発生したと仮定し、佐倉市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施する。）

### (B) 発災後の対策

自然災害等による発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

当所の業務時間内に発災した場合は、まず、職員の避難を優先する。自然災害によって、所内の安全エリア、所外の一時集合場所・避難場所・避難所への避難を実施する。また、業務時間外に発災した場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全確保を行う。

災害が落ち着いた段階で、すぐに以下の方法で職員の安否確認や業務従事の可否を確認する。

##### <安否確認の順序>

1：既存グループウェアの機能を活用し、職員の携帯メールへ一斉発信による安否確認。
2：未返信者へメール再発信。安否確認（2回目）。上記順位1.に同じ。
3：未返信者へ携帯電話 → 自宅電話 → 緊急電話へ架電。上記内容をヒアリングする。
4：自宅及び避難所訪問。自宅等に訪問し上記内容の確認を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

当所と佐倉市の間で、発災後2日以内を目安に、管轄エリアの大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を把握し、情報共有を行う。その後、当該被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害規模の目安は下表のとおりである。

なお、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合など緊急時の役割分担は当所および佐倉市の間で事前に協議しておく。

##### 【被害規模の目安】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

その後、以下の頻度で情報共有を実施する。

【被害情報等の目安とする共有間隔】

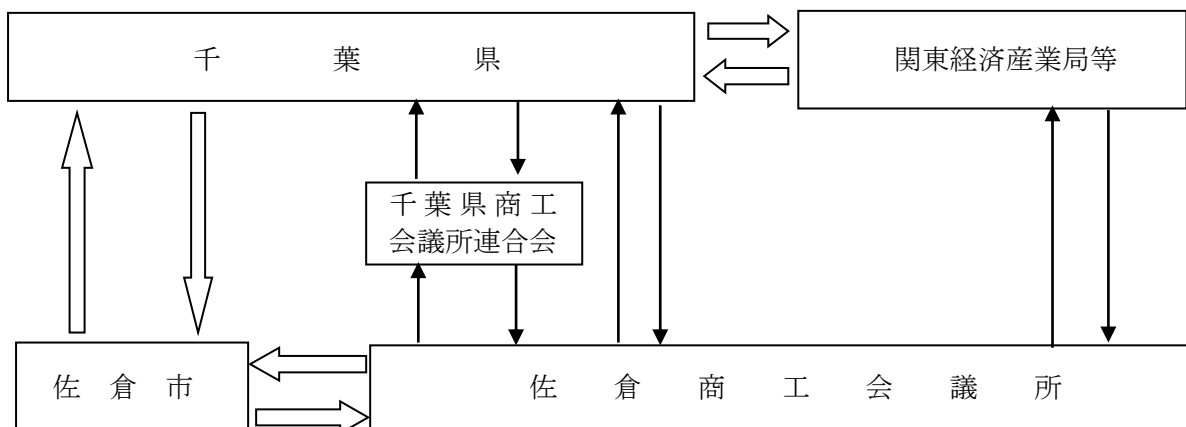
発災後～1週間	1日に3回以上共有する	10時・13時・16時
1週間～2週間	1日に2回以上共有する	10時・16時
2週間～4週間	1日に1回以上共有する	10時
1ヶ月以上	2日に1回以上共有する	10時（隔日）

(C) 災害発生時における指示命令系統・連絡体制

発災時には、①被災地域での復旧活動、②被害状況の迅速な確認および報告を実施する。被災地域の復旧活動については、二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について事前に決定しておく。被害状況の迅速な確認および報告については、事前に指揮命令系統や連絡体制を決定する。また、被害状況の確認方法や被害額の算定方法や、被災地域での活動内容についてもあらかじめ確認しておく。さらに、発災時には関係機関（金融機関や損害保険会社）などを通じて非会員にもコンタクトをとり会員企業以外の被害情報も収集できるようにする。

当所と佐倉市が共有した被害情報等は、千葉県指定する方法にて佐倉市から千葉県に報告する。状況に応じて、当所からも千葉県に報告する。

※ 太線の矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては細線の矢印）



(D) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

① 相談窓口の設置

相談窓口の開設方法について佐倉市と相談のうえ、安全性が確認された場所において設置を行う。また、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。

② 小規模事業者向け支援

地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。  
また、応急時に有効な被災事業者施策（国、千葉県、佐倉市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知を図る。

(E) 地区内小規模事業者に対する復興支援

千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県等に相談する。

**(F) SDG s の達成への寄与**

SDG s ( Sustainable Development Goals ) とは、「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する取組が示された、国際社会共通の目標であり持続可能な世界を実現するための 17 の包括的な目標と、細分化された 169 のターゲットから構成されている。このようにSDG s は国際社会共通の目標であることから、事業継続力強化支援計画のみならず、SDG s の達成にも寄与することを目指す。

**(G) 軍事活動・テロ行為への応急対策**

ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮によるミサイル発射演習、中華人民共和国による領海領空侵犯など近年における国際情勢は有事発展への可能性を含んでいる。今迄は「現実的ではないこと」であったことが、十分に「現実的な、可能性のあること」になってしまった。これらへの応急対策としては、出来得る範囲で自然災害発生時の対応を基本とし、千葉県や地域と連携した対応を行う。また、佐倉市とも担当者による有事対応の事前協議を行う。

※上記の内容に変更が生じた場合は速やかに千葉県へ報告を行う。

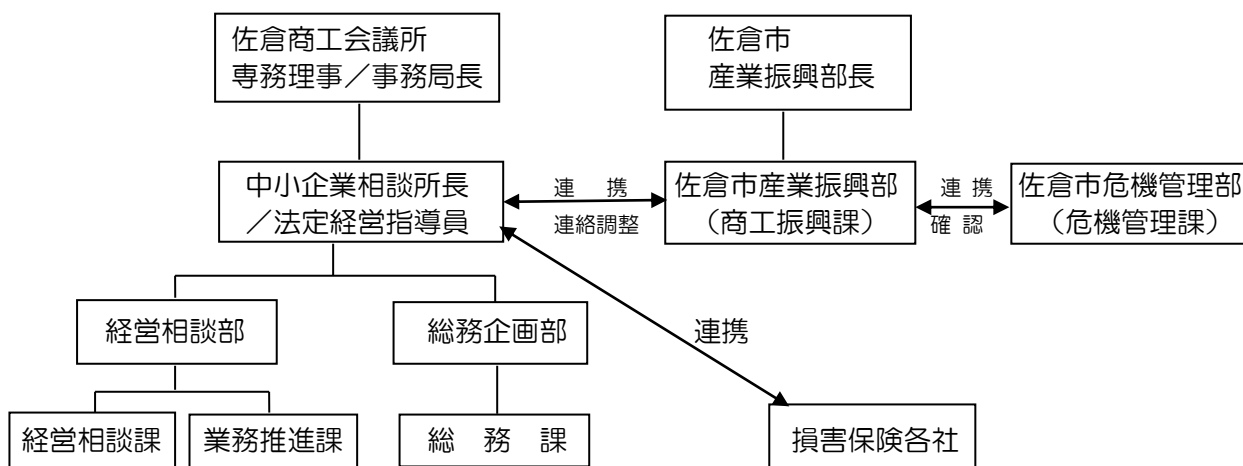
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

- (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

担当経営指導員：鶴見 尚道

佐倉市表町 3-3-10 TEL：043-486-2331 / FAX：043-486-5963 /

E-mail：sakuracciwebmaster@sakura-cci.or.jp

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・計画に基づく進捗確認、見直し (1年に1回以上) 等

- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

I 商工会議所

佐倉商工会議所 経営支援部 経営相談課

〒285-0811 佐倉市表町 3-3-10 TEL：043-486-2331 / FAX：043-486-5963 /

E-mail：sakuracciwebmaster@sakura-cci.or.jp

II 関係市町村

佐倉市役所 産業振興部 商工振興課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97

TEL：043-484-6145 / FAX：043-484-5061 / E-mail：[shoko@city.sakura.lg.jp](mailto:shoko@city.sakura.lg.jp)

※上記に変更が生じた場合は速やかに千葉県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
必要な資金の額	300	600	600	600	600	300
・セミナー開催 (講師謝金)	100	300	300	300	300	100
・専門家謝金 (相談会謝金)	100	200	200	200	200	100
・案内等作成費	50	50	50	50	50	50
・その他経費	50	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、国補助金、県補助金、市補助金、事業収入（会館管理、共済、検定試験等）、 事業受託費（日本商工会議所など） <span style="float: right;">など</span>

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>
<p>佐倉商工会議所の会員である損害保険会社          ( Ex. 東京海上日動火災 京葉 支店 船橋支社、          損害保険ジャパン 千葉西支店 成田支社、          あいおいニッセイ同和損保 千葉北支店 船橋支社 など )</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>
<p>a. ファンドリスクへの対応講座、セミナーの開催          b. リスクシュミレーション支援 (含 ハザードマップの利活用)          c. BCP計画策定セミナーの開催          d. BCP策定支援 (個社対応)          e. リスクヘッジ対応支援          f. 公的支援策の周知</p>
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>
<p>上記          a. について、連携者 (損害保険会社) は講座、セミナーの講師となり市内事業者に          ・事業継続準備の必要性周知 ・リスクを理解することの必要性周知          ・具体的な取組事例の紹介、周知 を当所と共に実施する。          b. について、連携者 (損害保険会社) は個社のリスクシュミレーションの支援をする。          c. について、連携者 (損害保険会社) は講師となり、市内事業者に          ・事業継続準備の必要性周知 ・リスクを理解することの必要性周知          ・具体的な取組事例の紹介、周知 を当所と共に実施する。          d. について、連携者 (損害保険会社) は個社のBCP策定を支援する。          e. について、連携者 (損害保険会社) は個社のリスクヘッジに対応し、対策を講じる支援をする。          f. について、連携者 (損害保険会社) は計画認定後に受けられる各種税制優遇や金融支援について          当所と共に周知を図る</p>
<p>連携体制図等</p>
<p>◎ 自然災害・新型コロナウイルス感染症への備え。          ◎ 軍事的事象・テロ行為への備えにも言及。</p>